別記様式第2号(大学・大学院)

告　　示

(大学院は第59条)

　学生の本分に背く行為について、学則第５０条に基づき、次の通り懲戒処分とする。

 学科　 年

上記 名を「 」処分とする。

　　年　　月　　日

旭川市立大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　学長

別記様式第2号(短期大学部)

告　　示

　学生の本分に背く行為について、学則第４９条に基づき、次の通り懲戒処分とする。

 学科　 年

上記 名を「 」処分とする。

　　年　　月　　日

旭川市立大学短期大学部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　学長